

令和7年度事業計画

1. 中間貯蔵に係る事業（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第1項第1～3号に掲げる事業及びこれらに附帯する事業）

福島県内においては、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる福島県内除去土壌等について、中間貯蔵施設において安全に集中的に保管することとされており、国が行う中間貯蔵施設の整備や運営管理等の確実かつ適正な実施の確保を図るため、国の指導・監督の下、本社（東京都港区）及び中間貯蔵管理センター（福島県いわき市）を拠点として、国等の委託により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則第3条で定める区域において中間貯蔵を行うとともに、関連する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発等を行う。

（1）事業の実施の方法及び所要資金の額

（単位：百万円）

事業区分	事業の概要	所要資金の額
中間貯蔵に係る事業	中間貯蔵を行うとともに、関連する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発等を行う。	8,605

（2）その他事業に係る事項

中間貯蔵に係る事業の実施に当たっては、以下の事項に留意して実施することとする。

1) 安全かつ適正な事業の推進

- ①安全かつ適正に事業を推進するための十分な体制を構築し、緊急時の対応を含め職員及び作業従事者の安全教育・訓練を十分に行うとともに、関係法令の遵守に関する社内チェック機能を確保するなどリスクマネジメントの考え方に立った安全対策に努める。
- ②職員及び作業従事者について、作業内容に応じた十分な安全衛生管理に努める。
- ③安全かつ適正な事業を行うことについて、国、地方公共団体、関係事業者及び地域住民とのコミュニケーションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼が得られるよう努める。
- ④国、地方公共団体及び関係事業者と連携しつつ、地域住民等の理解を深める上で中間貯蔵に係る事業に関する重要な情報について、収集・整理及び提供に努める。

2) 確実かつ効率的な事業の推進

- ①国、地方公共団体等との相互の密接な連携の下に、確実かつ効率的な事業の推進に努める。
- ②特に福島県内除去土壌等の収集及び運搬については、安全性を確保しつつ確実かつ効率的な実施の確保に努める。
- ③事業の実施を通じて、国による中間貯蔵施設事業の全体工程の効率化に貢献するよう努める。

2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第1項第4号に掲げる事業及びこれに附帯する事業）

国が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和6年8月30日変更）」及びJESCOが定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画（令和6年8月30日変更）」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理事業を行う。

（1）事業の実施の方法及び所要資金の額

（単位：百万円）

事業区分	事業の概要	所要資金の額※
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及び処理施設の管理を行う。	15,136

※ 収入総額の金額が予算に比して増加するときは、環境大臣の承認を受けて、その増額する金額を限度として、当該収入に対応する事業に直接必要な所要資金の額を増額することができる。